



セブテムメンバーズの皆様へ!

ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪

リリーフ通信

1年間に110万円までの贈与(暦年贈与)について

今年も残りあと1カ月少となりました。

1月1日から12月31日までの1年間に110万円以内の贈与を受けた場合は、その財産に贈与税は掛からないというしくみを御存じですか? この贈与税のしくみは「暦年贈与」と言われています。期間はあくまで1月1日から12月31日までですので、今年12月31日までに110万円の贈与を受けて、H28年は終わりですが、来年元旦を迎えると、また新たに110万円の非課税枠が生まれます。

財産は何でも構いません。お金でも株券でも土地でも家屋でも金(きん)でもOKです。

なお、110万円を超える財産の贈与を受けた場合には、翌年2月1日から3月15日までに申告・納税をしなければなりませんので注意が必要です。

ちなみに、「親兄弟からの生活費や教育費は贈与になるのか?」とよく質問されますが、これらには贈与税は掛かりません。

ただし、掛からないのは「通常必要と認められる範囲まで」(※国税庁HP参照)という決まりがありますので、余りにも大きな金額だったりした場合には贈与税が掛かることとなります。

現在の金融資産残高を確認した上で、お子様の住宅取得時などに活用を検討してみても如何でしょうか? 「暦年贈与」は相続対策にも非常に有効なしくみです。

詳細はリリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも輝く人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ お金の教室事業部 担当:小栗裕子

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

TEL: 052-912-2180 FAX: 052-912-2182

mail: simada4f@po.mirai.ne.jp



【相談依頼書】 FAX: 052-912-2182

なまえ _____

ところ _____

でんわ _____

メール _____

【相談内容】